

門真市第5次総合計画 改定方針

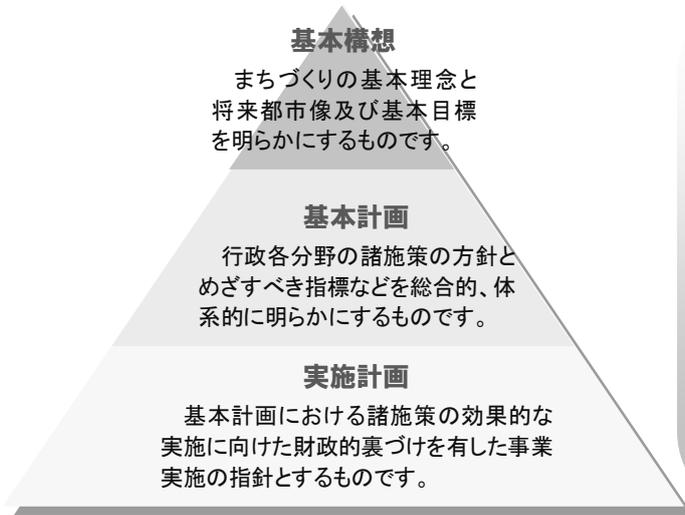
1. 門真市第5次総合計画の改定について

現在の「門真市第5次総合計画」は、平成22年3月に策定され、10年計画として平成31年度までの計画期間を設定しています。この間、急速な人口減少、少子高齢化の進行や東日本大震災の発生に伴う国の施策見直しといった社会経済情勢の変化があったことから、時代の要請や将来需要に即した展開を見据え、長期的視野に立ったまちづくりを行うためには、これら社会経済情勢の変化とともに、施策の進捗状況等をふまえた本市の実情及び時勢に適合した計画へと見直していく必要があります。

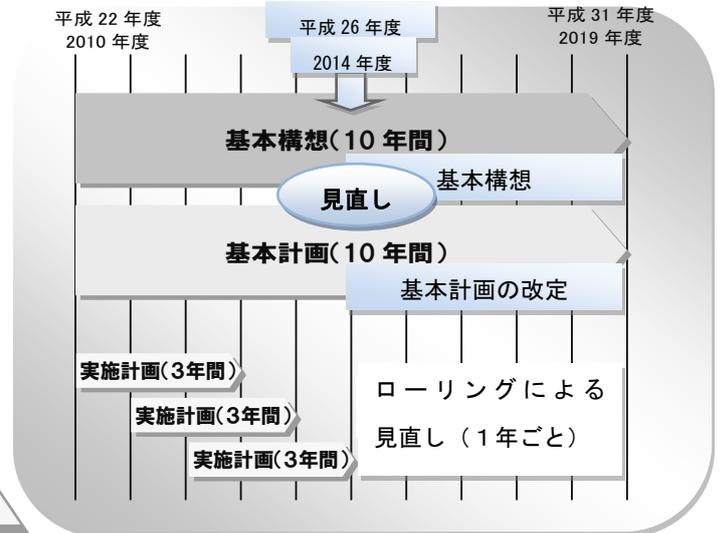
本市においては、平成26年1月に門真市自治基本条例を施行したところですが、今後設置される予定の地域会議をはじめとして、市民が起点となるまちづくりを行う上で基礎となる「市民力」、「地域力」の向上といった視点もふまえた改定を行う必要があります。また、平成26年度は市民の幸福感を測る「門真市幸福度指標」を策定する予定ですが、門真市幸福度指標を第5次総合計画と適合させることが求められています。

今回、「門真市第5次総合計画」の基本計画各論における「達成度を測る指標」をはじめとし、その他実情に即した内容に改定することで、計画期間後半となる平成27年度から平成31年度に、一層実効性の高い計画とし、本市の将来像である「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現を目指すものです。

【総合計画の構成】



【総合計画の期間】



〈社会経済情勢の変化〉

- 人口減少、少子高齢化
- 安全・安心意識
- 市民活動・社会参画意識
- 環境共生社会
- 産業構造の展開
- 国際化と情報化の進展
- 地方分権・広域連携
- コミュニティ 等

+

〈見直し要素〉

- ・現状の地域課題
- ・施策の進捗状況
- ・市民ニーズ・提言
- ・将来予測 等

総合計画の改定

2. 計画改定の考え方

総合計画の改定にあたって、現在の基本構想で掲げる将来像「人・まち“元気”体感都市 門真」は、総合計画の計画期間（平成 22 年度～平成 31 年度）全体を通じて本市の目指すべき姿であり、基本的な考え方や枠組みは引き続き継承するものとします。このことから、現総合計画における施策の体系及び体系の名称は原則として改定の対象外とします。

基本構想・基本計画における改定の範囲は以下の通りです。

①基本構想

基本的に現在の表現のままとしますが、平成 31 年度までの推定人口及び目標人口については人口推計の見直しを行うほか、必要な表現の時点修正を実施します。その他、それぞれの統計資料の更新を行います。

②基本計画総論

基本計画総論については、上記の推定人口及び目標人口の見直しに応じて、平成 31 年度までの財政の見直しに係る見直しを行うほか、必要な表現の時点修正を実施します。

③基本計画各論

基本計画各論については、平成 31 年度までの施策展開及び目標設定をふまえて、「達成度を測る指標」の内容及び目標値の見直し、本文各表現の修正、それぞれの統計資料の更新等を行います。

平成 31 年度までの 5 年間で、本市が特に力を入れるべき重点的施策や優先的課題、取り組みを示し、それらの進捗状況が分かる「達成度を測る指標」を示すことで、本市が目指す「自律発展都市の形成」を実現するため、実効性が高く市民にわかりやすい計画にします。

3. 計画改定の手法

① 社会経済情勢の変化等に伴う検証及び施策展開の考察について

総合計画の各表現につき、時代や環境の変化や施策の進捗状況、市民意識調査の結果等により、施策方向や状況認識が現状に合わなくなっている箇所を検証した上で、各部局と調整し、今後5年間で目指すべき施策展開（目標）を考察した上で、各表現の見直しを行います。

各表現につきましては、平成26年度に策定を予定している「門真市幸福度指標」との関連性を整理して改定を行うものとします。

施策展開（目標）の考察にあたっては、施政方針で表明している「教育の向上」「まちづくり」「産業の振興」といった重点施策及びキーワード施策としての「子ども」「女性」「コンパクトシティ」の充実等に関する考え方や位置づけを整理して行います。

② 将来人口及び財政見直しについて

定住人口及び交流人口については、まちの活力の根幹に大きく関わります。コーホート要因法¹⁾により、平成27年度から平成31年度までの人口推計（5歳区分）を修正した上で目標人口を修正し、将来にわたって目標人口を維持・確保できるよう、今後の人口動向に応じた地域活性化のための重点的施策を展開します。また、将来人口予測に基づき、財政見直しを行います。

③ 公民協働のまちづくりを進めるための必要な取組みについて

平成26年1月に施行した門真市自治基本条例に基づき、地域会議や（仮称）地域協働センターの整備等をふまえ、公民協働のまちづくりを進めるため、「市民力」、「地域力」の視点を強化する考えをもって表現の見直し等を行います。

④ 「達成度を測る指標」の見直しについて

「達成度を測る指標」のうち、すでに目標を超過しているものや達成が見込めないもの、または社会情勢の変化等により設定の意義がなくなっているものは、各部局と調整し、目標の見直しや指標内容の変更を行います。

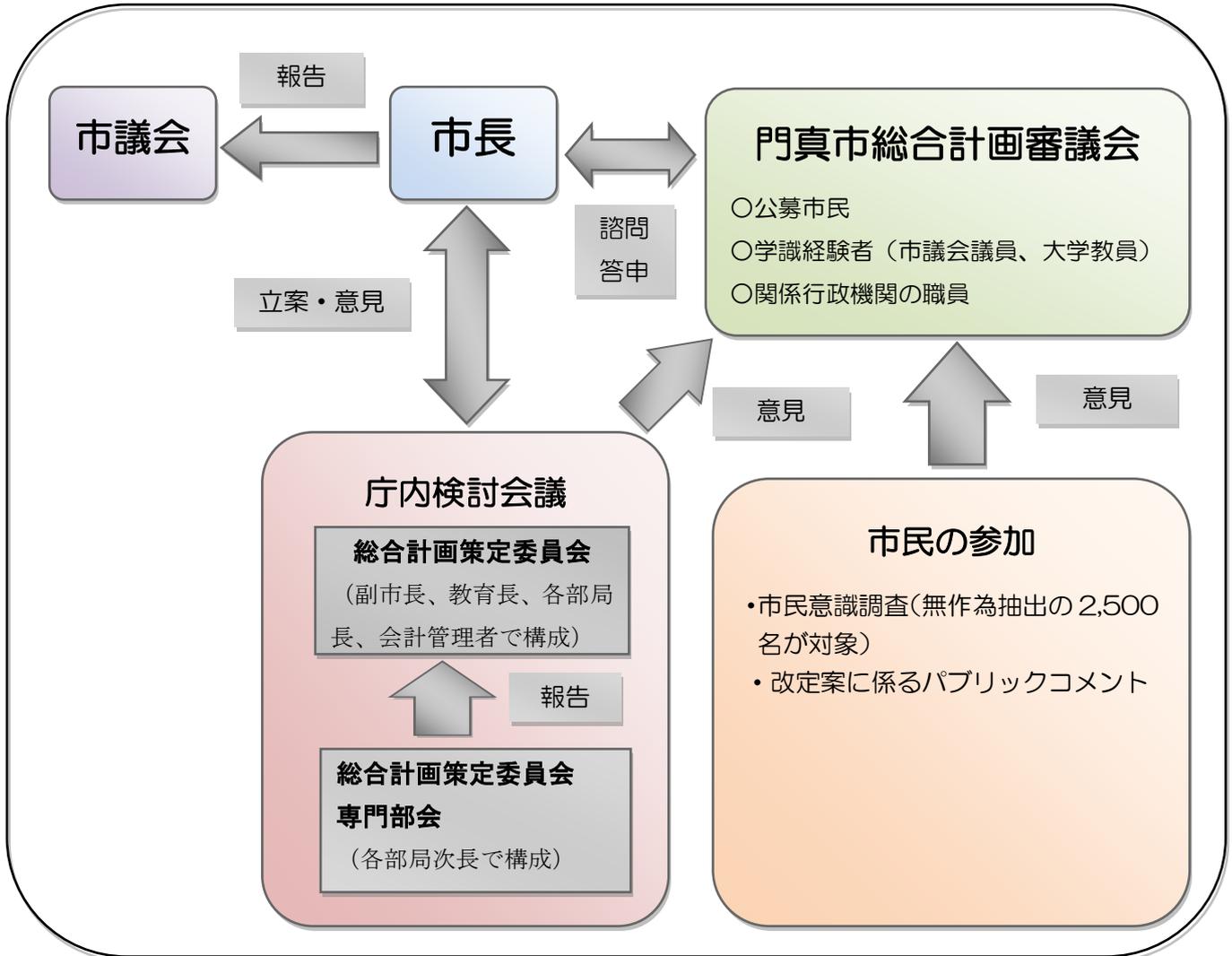
また、上記以外の指標についても、施策目標の進捗状況がわかりやすくするように、各部局と調整した上で、事業の対象や目指すべき状況を明らかにし、成果指標²⁾を基本とした指標の設定を行います。ただし、市民意識調査（「市民の評価点」として5段階評価で表しているもの）の項目については、第5次総合計画の計画期間を通じて市民ニーズを把握するため、原則として変更しないものとします。

1) コーホート要因法とは、人口予想の方法の1つで、同年（同期間）ごとの集団（本市の場合は5歳ごと）の時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法。

2) 成果指標とは、事業を行ったことによって事業対象にどのような効果が生まれたか（アウトカム）を数値的に表す指標のこと。

4. 計画の改定体制

以下の体制で改定作業を実施します。



5. 計画改定期間

平成 27 年 3 月末日までとします。

なお、改定後の総合計画（基本構想・基本計画）の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までとします。

6. 改定スケジュール

		事務局	審議会・策定委員会・市民
平成 26 年	4月	○庁内周知	
	5月		○第1回総合計画策定委員会（5/27）
	6月	○中間見直しに必要な各種データの 収集	
	7月	○各部局と表現・指標等調整 改定素案の作成（～10月）	○第1回総合計画審議会（7月上旬） 【諮問・スケジュール・改定方針審議】 ○第1回総合計画策定委員会専門部会（7月中 旬～下旬） 【各施策・達成度を測る指標の情勢や進捗状況 の検証等】
	8月		○第2回総合計画策定委員会専門部会 【各施策の目標・達成度を測る指標の検証等】 ○第3回総合計画策定委員会専門部会 【各施策の目標・達成度を測る指標の検証結果 報告等】
	9月	○「達成度を測る指標」及び成果指標 の新規設定に関する市民意識調査実 施	
	10月		
	11月		○第2回策定委員会（11月上旬） ○第2回総合計画審議会（11月中旬） 【素案の審議、パブリックコメントについて 等】
12月	○素案に関するパブリックコメント		
平成 27 年	1月		○第3回総合計画策定委員会（1月下旬） 【パブリックコメントを踏まえた案の審議】
	2月	○庁議（2月中旬） ○総合計画改定案の確定	○第3回総合計画審議会（2月上旬） 【パブリックコメントを踏まえた案の審議、答 申】
	3月	○総合計画改定版の納品	